

お問い合わせ

成年後見制度の申立て手続き・書類の取得に関すること

東京家庭裁判所後見センター 〒100-0013 千代田区霞が関1-1-2 2階 ☎03-3502-8311(代表)
 ☎03-3502-5454(手続き案内ダイヤルイン)
 ◎申立て手続きは予約制 ☎03-3502-5359 ☎03-3502-5369

裁判所ホームページ(東京家庭裁判所 後見サイト) で検索

後見登記に関すること

東京法務局 後見登録課 〒102-8226 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 4階 ☎03-5213-1360(後見登録課)

東京法務局ホームページ(成年後見登記) で検索

成年後見申立て手続き支援や成年後見人等の依頼に関すること

申立て : 申立て手続き支援
依頼 : 成年後見人等の依頼

高齢者・障害者のための電話相談 | **申立て** | **依頼** | ☎03-3581-9110
 [東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会統一電話相談]
 受付: 月～金 10時～正午、13時～16時

東京弁護士会(オアシス) ☎03-3581-2201(代表・問合せ先)

第一東京弁護士会(しんらい) ☎03-3595-8575(面接予約・問合せ先)

第二東京弁護士会(ゆとりーな) ☎03-3581-2250(面接予約・問合せ先)

東京司法書士会(リーガルサポート東京支部) | **申立て** | **依頼** | 月～金 9時～12時 13時～17時 ☎03-3353-8191

東京社会福祉士会(成年後見センターぱあとなあ東京) | **依頼** | 月～金 10時～16時 ☎03-5944-8680

任意等後見制度に関する相談・手続きに関すること

王子公証役場 〒114-0002 北区王子1-14-1 山本屋ビル3階(JR王子駅北口より徒歩3分) ☎03-3911-6596

赤羽公証役場 〒115-0044 北区赤羽南1-4-8 赤羽南商業ビル6階(JR赤羽駅南口より徒歩1分) ☎03-3902-2339

日本公証人連合会(北区以外の公証役場について) ☎03-3502-8050

成年後見制度や申立て手続きに関して、提出書類の書き方などでご不明な点がありましたら、下記までご相談下さい。

社会福祉法人 北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」

〒114-0021 北区岸町1-6-17
 ホームページ: <http://www.kitashakyo.or.jp/>

TEL 03-3908-7280
 FAX 03-3905-4653

開所時間 月～金 8:30～17:15
 土 8:30～12:30

北区社会福祉協議会 会員募集中			
年会費	個人会員	1口	500円 (2口より)
	団体会員	1口	1,000円
	賛助会員	1口	1,000円



成年後見制度

利用・申立てのご案内

安心して
自分らしい生活を
送るために

こんなことが 心配になったら

- 今は元気だけど、将来の生活が不安
- もの忘れがひどく、通帳やお金の管理ができない
- むずかしい契約や手続きが、ひとりではできない
- 必要もないのに高価なものを何度も買わされてしまった
- 施設に入ったり、入院したときの契約や支払い手続きが、自分でできない



1 成年後見制度とは？

高齢で認知症になってしまったり、知的な障害や精神障害などにより、自分自身で十分な判断をすることができない方々があります。このような方々は、次のようなことを自分ひとりで行うことがむずかしい場合があります。

- 不動産の売買や財産の取引等々の契約
- 預貯金の解約や払い戻し、介護サービスなどの利用、入院等の各種手続きなど

「成年後見制度」とは、このような契約や手続きなどを行うときに、本人にとって不利益が生じないよう、法律的なことや生活面に配慮しながら支援してくれる人（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、以下「成年後見人等」）を定め、これらのことをお願いする制度です。「成年後見人等」となった人は、本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援を行うことを原則としています。



2 成年後見制度で「成年後見人等」がお手伝いできること

<p>「特定の法律行為」(各種手続き)について、本人に代わって行うことができます。</p> <p>代理権</p> <p>※「特定の法律行為」とは、申立ての範囲内で、家庭裁判所が定めた特定の法律行為のこと。</p>	<p>財産管理に関する法律行為</p> <p>財産管理とは、本人の資産に関することや負債、収入・支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を、計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。具体的には、以下のような行為を行うことができます。</p> <p>(例) ・不動産などの財産の管理、処分、契約締結など ・銀行、郵便局など金融機関との取引など ・遺産相続、各種行政上の手続きなど</p>
<p>「重要な法律行為」について必要に応じて同意したり、取り消したりすることができます。</p> <p>同意権・取消権</p>	<p>身上監護に関する法律行為</p> <p>身上監護とは、介護契約や施設入所契約など、本人の身のまわりの世話や療養看護に関することです。具体的には、以下のような行為を行うことができます。</p> <p>(例) ・受診・治療・入院に対する契約締結や費用の支払い、医師から治療法などの説明を受ける際の同席など ・老人ホーム等の施設の入退所や介護サービス利用等に関する、本人との話し合い・情報収集・利用手続き・契約締結・費用の支払いなど ・施設や介護サービス等における処遇の監視と異議申立てなど</p>
<p>「重要な法律行為」について必要に応じて同意したり、取り消したりすることができます。</p> <p>同意権・取消権</p>	<p>重要な法律行為(民法13条1項)とは？</p> <p>具体的には、以下の項目をさします。</p> <p>①預貯金を払い戻すこと ②金銭を貸し付けること ③金銭を借りたり、保証人になること ④不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること(訪問販売、通信販売、クレジット契約等を含む) ⑤民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること ⑥贈与、和解、仲裁合意をすること ⑦相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること ⑧贈与や遺贈を拒絶したり、不利な条件のついた贈与・遺贈を受けること ⑨新築、改築、増築や大修繕をすること ⑩民法602条に定める一定期間を超える質貸借契約をすること</p> <p>*日用品の購入、その他日常生活に関する行為については、取り消すことができません。</p>
<p>成年後見人等の仕事には含まれません。</p>	<p>(例) ・介護や家事などをすること ・入院、施設入所の際の身元保証人や身元引受人になること ・病気の治療や手術など、医療行為に同意すること ・遺言や養子、認知、結婚、離婚などの意思表示</p>

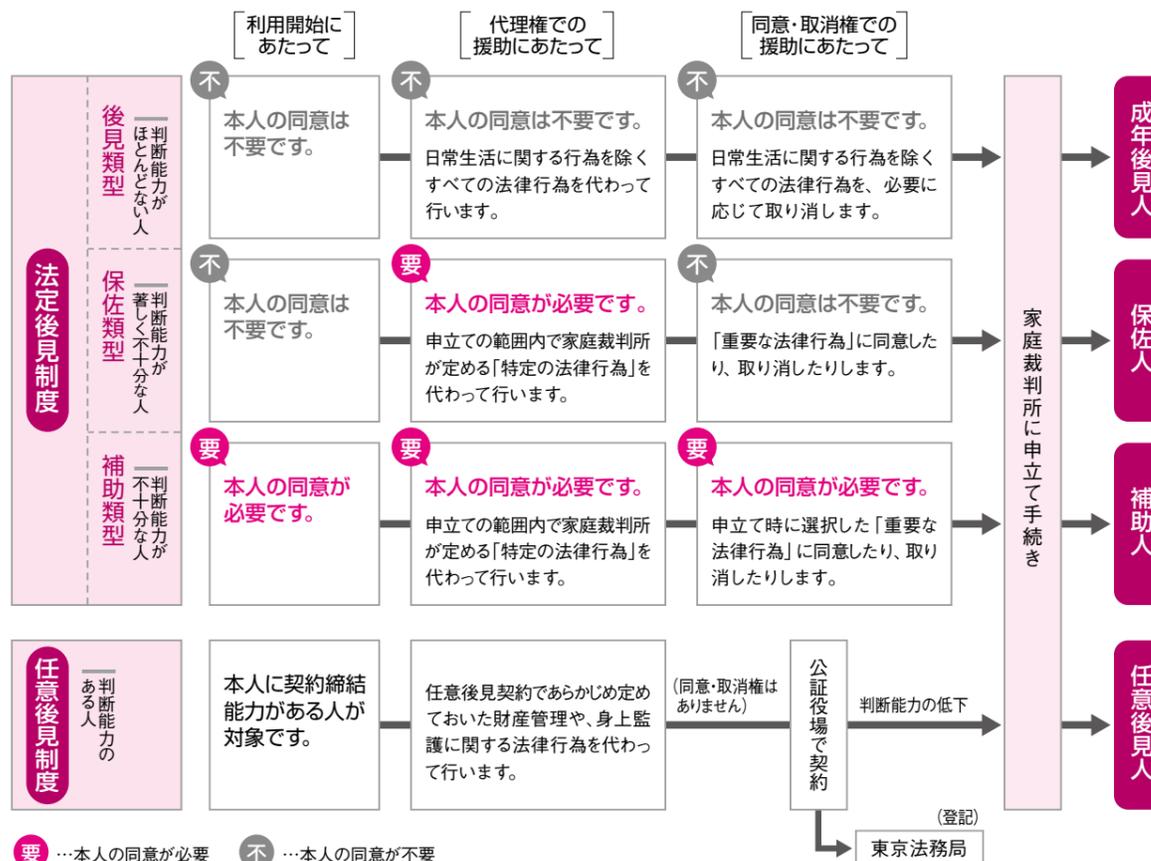
(注)「代理権」や「同意・取消権」は、「後見類型」「保佐類型」「補助類型」の3つの類型によって、本人の同意なしに付与できる場合と、本人の同意がないと付与できない場合があります(詳細は2ページの「4. 利用の手続き」を参照のこと)。

3 このようなときに制度を利用します。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、以下のような状態になったときに制度を利用します。「法定後見制度」は、すでに判断能力が低下している場合に、家庭裁判所が適任とみられる成年後見人等を選任します。「任意後見制度」は、将来、判断能力が低下したときに備え、あらかじめ任意後見人を自分で決め、公正証書で契約しておきます。



4 申立てに本人の同意が必要になる場合があります。



法定後見制度 利用手続きの進め方とポイント



*1 東京家庭裁判所、北区社会福祉協議会で取り寄せ可。裁判所ホームページからダウンロードすることもできます。
☎連絡先は最終ページ参照

*2 同意書を準備する親族の範囲は、ご本人の相続人にあたられる方です。同意書を提出することが困難な場合には、申立て時に提出する必要はありません。

*3 東京法務局で発行。申立人が申請する場合には申立人と本人との関係を示す両者の戸籍謄本が必要です。

*4 知的障害の方が各種サービスを円滑に受けるための療育手帳、総合判定の記載のあるページのコピーも必ず添付して下さい。

*5 鑑定を行うことになった場合家庭裁判所から連絡が来るので、期限内に納付してください。

! **申立て手続きの委任等をする場合**

法律に詳しくない等の理由で、自分ひとりで申立てや手続きを進めていくことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士等に、申立て手続きを委任したり、相談・支援を受けることができます(別途、費用がかかります)。
☎連絡先は最終ページ参照

! **成年後見人等候補者を専門家等に依頼する場合**

申立人が成年後見人等候補者を選ぶ際に、弁護士や司法書士、社会福祉士等を、成年後見人等候補者として依頼することができます。
☎連絡先は最終ページ参照

! **後見・保佐が開始した場合に本人ができなくなること**

- ①後見開始：印鑑登録が抹消されます。医師、税理士等の資格、会社役員の地位を失います。
- ②保佐開始：医師、税理士等の資格、会社役員の地位を失います。

任意後見制度 利用手続きの進め方とポイント



ヒント ①

任意後見人への「死後の事務」の委任

任意後見契約は本人が生きている間の契約であり、本人の死亡によって終了します。ただし、「死後の事務」でも葬儀や埋葬、永代供養の手配・支払いなどについては、「死亡時の特約事項」として委任することが可能です。

ヒント ②

財産管理契約

判断能力が低下する以前に支援を受けたい場合

任意後見契約と同時に、任意後見受任者と通常の委任契約として、財産管理等の事務を委任する契約を結んでおくこともできます。このことによって、判断能力が低下したときに、すみやかに任意後見への移行が可能となります。

ヒント ③

見守り契約

判断能力の状況をきめ細かく把握できるようにするために

任意後見契約を結んだ後に、本人の生活状況を定期的に見守り、判断能力低下の事態に適切に対応できるよう、任意後見契約とともに任意後見受任者との間で「見守り契約」を結んでおくこともできます。

ヒント ④

遺言

死亡後に自分の希望を確実に執行してもらうために

死亡後のことについて、自分が望むことを確実に執行してもらうためには、任意後見契約とともに遺言を作成し、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。